審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

			•		(
		担当課	保健福祉課	検索番号	10-1
法令名	社会福祉士及び介護福祉士 法施行令	根拠条項	4-1		
許認可等	養成施設の変更の承認				

(根拠規定)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年12月15日政令第402号) (変更の承認又は届出)

- 第四条 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設(以下「指定養成施設等」という。)の 設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣(養成施設の指定を 受けた養成施設の設置者にあつては、<u>その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び</u> 第八条において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一 月以内に、主務大臣に届け出なければならない。(指定の申請)

(許認可等の基準)

〇社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年12月15日厚生労働省令第50号)

(変更の承認及び届出を要する事項)

第九条 令第四条第一項 (令第九条 の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する主務省令で定める事項は、<u>前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所</u>定員及び学級数に関する事項に限る。)、同条第一項第八号に掲げる事項又は同条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項とする。

2 略

(指定の申請書の記載事項等)

第八条 令第三条の申請書には、次に掲げる事項(地方公共団体の設置する養成施設にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一~四 略

五学則

六~七 略

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九~十一略

- 2~3 略
- 4 通信課程を設ける養成施設にあつては、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事項を第一項の申請書又は第二項の書面に記載しなければならない。
 - 一 通信養成を行う地域
 - 二 添削その他の指導の方法
 - 三~四 略